

消防防災支援要員について

1. 小規模雑居ビル等防火対象物に対する違反是正指導等

小規模雑居ビル、建設業付属寄宿舍等防火対象物（産業廃棄物処理施設を含む。）に対する違反是正措置を徹底するため、消防機関による違反是正を支援する者として、違反是正に資する知識や経験を有する者（建築、消防設備、電気設備、防火、警備、訟務等）を確保する。

また、防火対象物の関係者に対し、点検報告制度の普及・啓発を行うとともに、適正な点検実施のアドバイス等を行うため、都道府県保守協会等に消防用設備等に知見を有する者を確保する。

さらに、これらの防火対象物の実態把握に資するよう、申請・届出等及び防火対象物台帳等の電子化を推進する。

2. 災害に強い自立した個人の育成推進

国民全体が最低限必要な防災知識・技能を取得するために地方公共団体が実施主体となり、地域住民が参加できる講座を実施するための講師の確保を図る。

3. 学校等における救急救命技術の普及

大規模災害発生時において人命救助を効果的に行うためには、発災直後に適切な応急対策を講じることが必要である。このため、「救急救命普及員」を育成し、この普及により教職員に対し救急救命技術に係る訓練を行う。

4. コミュニティ防災マニュアル等作成

災害発生時に被害を最小限度にとどめるには、コミュニティ単位で防災マニュアル等を作成し住民との間で情報を共有しておくことが極めて重要であるため、コミュニティ防災マニュアル等の作成を支援する。